

配偶者等からの暴力の実態や課題、及び求められる支援等について

1. 来所相談・電話相談数の推移(H25～R4)

表1

年度	来所相談		電話相談		相談計	DV再掲計
	計	DV再掲	計	DV再掲		
25	238	184	1,171	657	1,409	841
26	313	258	1,058	617	1,371	875
27	344	300	1,336	865	1,680	1,165
28	326	272	1,350	796	1,676	1,068
29	234	183	1,283	601	1,517	784
30	323	261	1,612	657	1,935	918
1	357	277	1,750	854	2,107	1,131
2	197	178	2,121	1,290	2,318	1,468
3	171	127	1,540	778	1,711	905
4	183	149	1,738	679	1,921	828

■相談の延べ件数はR2年度が2,318件と最も多かった。その後減少したものの、年間2千件近い相談件数となっている。

■そのうちDVを主訴とする相談もR2年度が1,468件と最も多く、その後、年間800件から900件となっている。

2. 相談の状況(H25～R4)

図1. 来所者のDV相談の割合(件・%)

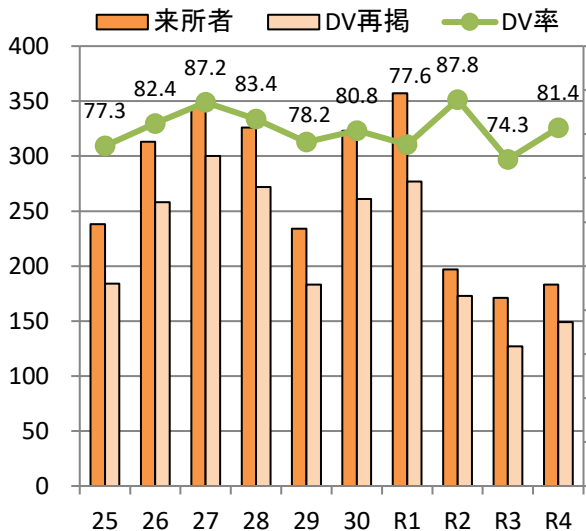
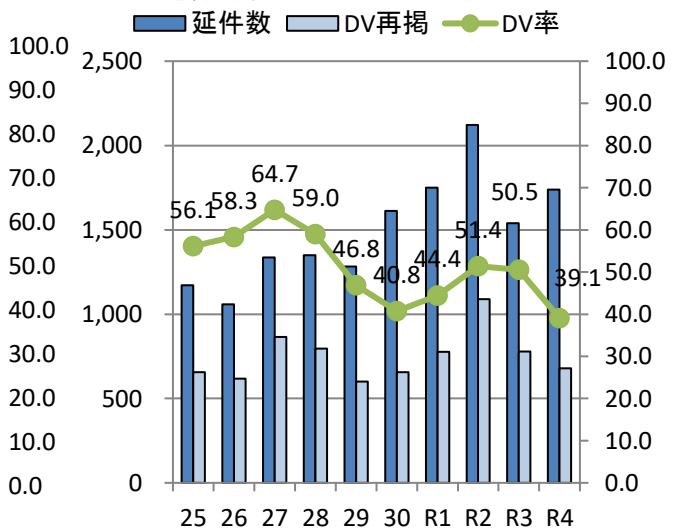


図2. 電話相談のDVの割合(件・%)



■来所相談におけるDV相談の割合は、70～90%近くあり、来所者の多くがDVを主訴としている状況である。

3. 相談の内容(H30～R4年度)

図3 来所相談

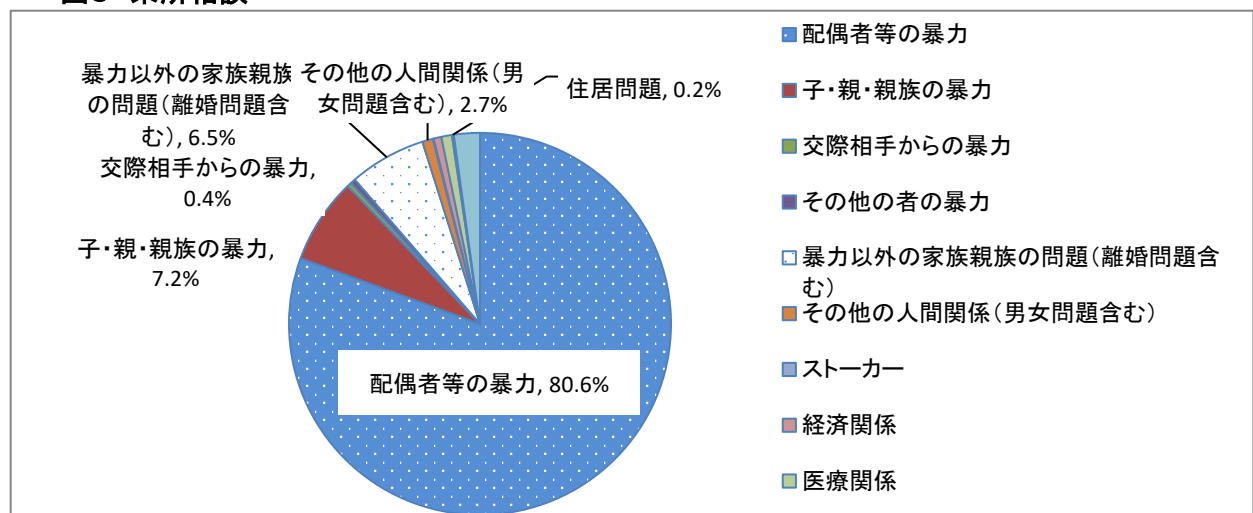
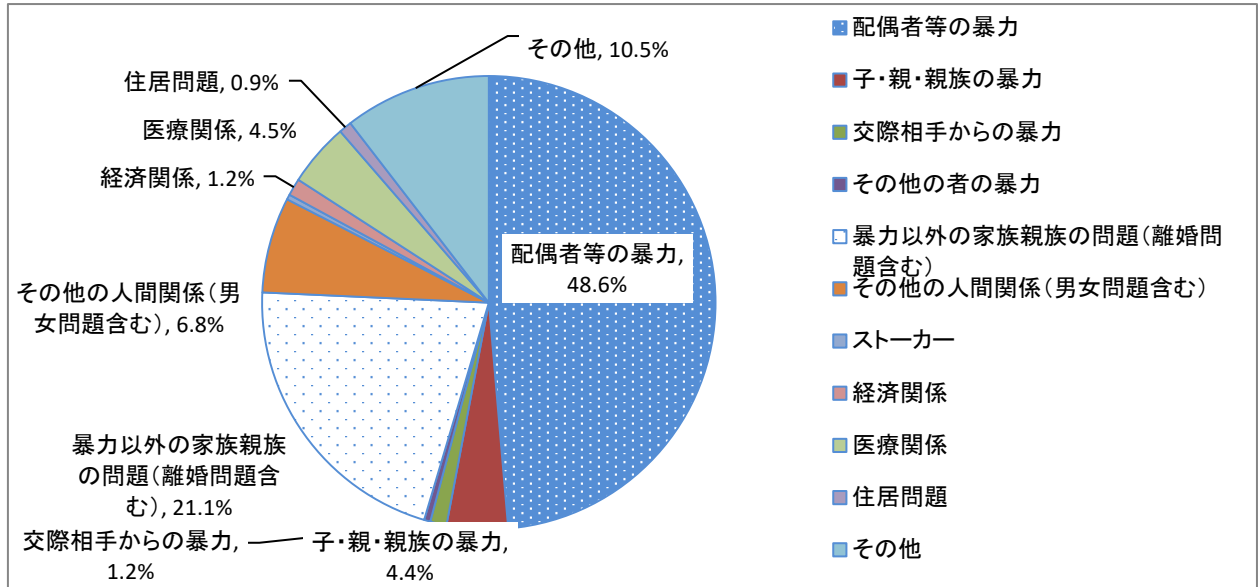


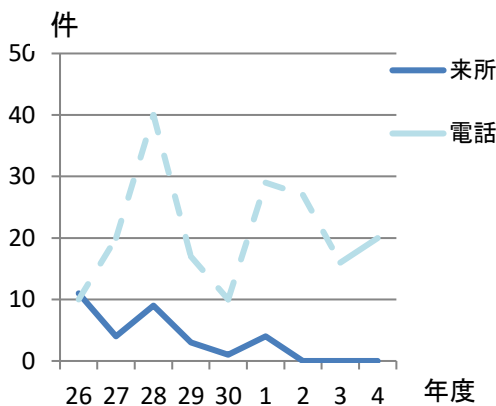
図4 電話相談



■過去5年間の相談内容では、面接、電話相談とも「配偶者等の暴力」が最も多く、特に面接相談では80%であった。次に多かった相談内容は「暴力以外の家族親族の問題(離婚問題含む)」であった。

表2.「交際相手からの暴力」相談件数 図5.「交際相手からの暴力」相談件数の推移

年度	来所	電話
26	11	10
27	4	20
28	9	40
29	3	17
30	1	10
1	4	29
2	0	27
3	0	16
4	0	20



■「交際相手からの暴力」の相談件数は、年度により増減が見られる。
 ■令和2年度から4年度のの来所相談は0件だった。

表3.日本語が十分に話せない被害者からの相談件数(本人からの相談のみ計上)

年度	相談件数	うちDV相談
30	3	2
1	5	5
2	13	13
3	28	12
4	22	9

■日本語が十分に話せない者からの相談は少数ではあるが、過去5年間の推移を見ると増加傾向にある。
 ■本人との意思疎通だけでなく、国際的な手続きの煩雑さなど、様々な面で困難さがある。必要に応じて通訳者を依頼したり、小型翻訳機等のツールを活用して対応している。

表4.夜間電話相談

年度	相談件数	うちDV相談	%
30	171	43	25.1
1	173	62	35.8
2	229	97	42.4
3	172	90	52.3
4	287	92	32.1

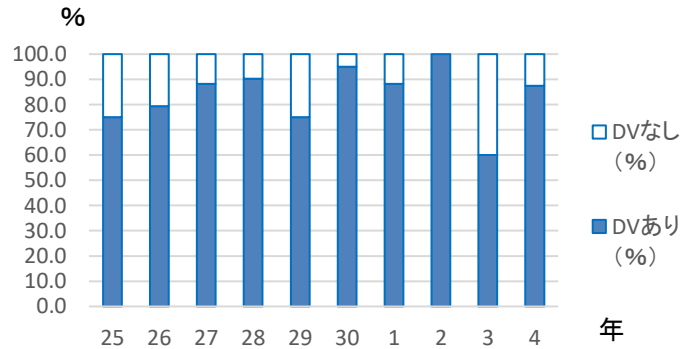
■夜間の電話相談は、17:00から20:00まで婦人相談員が一人体制で実施している。
 ■夜間電話相談のうちDV相談は20~50%と、年度によって幅がある。

4. 一時保護・入所の状況(H25～R4)

表5. 一時保護件数とDVの割合

年度	保護件数	DV再掲	DV率(%)
25	28	21	75.0
26	34	27	79.4
27	34	30	88.2
28	31	28	90.3
29	12	9	75.0
30	20	19	95.0
1	17	15	88.2
2	12	12	100.0
3	5	3	60.0
4	8	7	87.5

図6. 一時保護者の内のDV被害者の割合



■H29年度以降の保護件数は減少しており、R4年度はR3年度に引き続き一桁台の件数であった。

■R4年度一時保護所に入所した中で、日本語が十分に話せない入所者は1名であった。

表6. 一時保護・入所に同伴した子ども等の数(人)

	保護件数	内、子等 同伴者	同伴率(%)
25	28	13	46.4
26	34	19	55.9
27	34	21	61.8
28	31	14	45.2
29	12	5	41.7
30	20	9	45.0
1	17	11	64.7
2	12	5	41.7
3	5	4	80.0
4	8	4	50.0

■入所者の約半数に同伴者がおり、そのうちほとんどは子どもである。一人が同伴する児童の数は平均2～3人と年度により幅がある。R4年度は、合計10名の子どもが同伴入所した。

■女性相談所の性質上、中学生以上の男児の保護については児童相談所に協力を依頼している。

■R2年度から学齢期の同伴児童に対する学習支援委託事業を実施し、学習機会の保障を図っている。

5. 配偶者暴力相談支援センターの相談状況

表7. 保護命令申立に係る書面請求があった者の命令発令状況(件)

年度	命令発令	却下	取り下げ	計
30	6	0	1	7
1	3	0	1	4
2	1	0	0	1
3	1	0	0	1
4	1	0	0	1

■当センターにおける保護命令申立に係る書面請求は、ここ数年で請求が減少しており、R2年度からR4年度にかけては、いずれも1件であった。

表8. 相談者の年齢(R4) 相談者本人からの相談で、主訴以外でもDVの要素を含む相談を計上。

(単位・件)

	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60～74歳		75歳以上		不明		計
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	
来所	1	0	17	0	48	0	45	3	24	0	8	0	0	0	0	0	146
電話	1	0	35	1	144	1	159	3	80	2	67	0	0	0	140	6	639
計	2	0	52	1	192	1	204	6	104	2	75	0	0	0	140	6	785
%	0.2		6.8		24.6		26.8		13.5		9.5		0.0		18.6		

■R4年度における、配偶者暴力相談支援センターの相談者の年齢は、30～40歳代が多い(約50%)。電話相談では匿名の相談も多いため、「不明」の件数も多くなった。

■20歳代以下の若年層の相談件数は55件で、全体の7.1%であった。

6. 警察からの夜間及び休日電話相談

表9

年度	件数	主訴						うち一時保護	一時保護率(%)
		配偶者等の暴力	親の暴力	子の暴力	その他の者の暴力	ヒモ・暴力団	その他		
30	15	11	2	1	0	0	1	8	53.3
1	9	8	0	0	0	1	0	7	77.8
2	15	12	0	0	1	0	2	9	60.0
3	6	4	0	0	0	0	2	3	50.0
4	4	4	0	0	0	0	0	3	75.0

※警察からの緊急電話ダイヤルに、夜間及び休日に入電のあったケースのみ計上。

■相談の主訴は、年度による増減はあるものの約8割が「配偶者等の暴力」となっている。一時保護に至るのは件数全体の5～7割である。

■「その他」には、帰住先なしや男性のケース等を含む。

7. 全体を通して

1. 配偶者等からの暴力が起こらない社会基盤づくりの必要性

・重大な人権侵害であるDVがおこらないために、人権の尊重やジェンダーについての教育、性教育等、並びにDVについて理解する人を増やす啓発を一層進めることが必要である。

2. 早く気づき暴力による被害を最小限にするためにDVについての啓発の必要性

・被害を受けている本人だけでなく、子どもがいる場合には子どもの成長への悪影響も甚大であるため、早期に気づき支援に繋がる必要がある。

・DVがパートナー間の人権侵害であることを理解するひとを増やし、早めにだれかに自ら相談できることが大切であり、相談を受けた人は、相談機関に繋がるよう支援できることが大切である。身近な人に相談しても理解を得られなかったという事例が多く見られる。また、被害者本人は自らのパートナーとの関係がDVであると気づかない場合もあるため、身近な人や関わりのある人（例・医療従事者など）の支援で相談機関に繋がる必要がある。

3. 相談体制の強化と対応力の向上のための関係機関との連携促進等

・県内2か所の配偶者暴力相談支援センターはいずれも甲府市内にあるため、他市町村に住む相談者にとっ

ては不便さがある。市町村のDVセンターの設置の促進など、身近なところで相談が受けられる取り組みが必要と考える。

・DVと児童虐待は表裏一体であることが多く、一家庭の問題として児童相談所と女性相談所が連携して対応にあたるのが国の施策としても求められているため、連携を進めていく。

4. 適切な相談支援のための相談員のスキルアップ

・相談者の主訴は心身の健康、経済、生活、育児等複雑で多岐にわたる為、解決に向けて専門的な知識と相談技術が必要である。その為、事例検討などの職場内研修や、県内外における専門研修の受講機会を確保しているところである。これらの体制を継続していくことが重要である。

5. 一時保護された被害者の心身のケア、保育のレスパイト、及び同伴児の学習支援、心理的ケアの必要性

- ・加害者から避難し安全安心な場を提供する一時保護では、生活再建にむけた支援を行う。心身の休養を図るために、レスパイトとしての一時的な子どもの預かりを保育士に行ってもらいたいことが望まれる。
- ・同伴児の学習支援体制は継続が必要である。被害者への精神医の医療相談と心理士による心理判定を行っているところであるが、同伴児童を対象とした心理ケアは現在行っていない。面前DVを受けている同伴児への心理的ケアの体制作りが必要である。

6. 生活再建の支援における市町村等多機関連携・協働体制の推進

- ・被害者の生活再建に必要な福祉制度の多くを持つ市町村と、一層の連携・協働ができるように体制を整える必要がある。
- ・外国人を含む多様な被害者の生活再建支援のために、関係機関連携を進めていく。

7. 民間団体との協働の推進

- ・普及啓発について、また被害者の生活再建などの支援においても、行政だけでなく民間団体の力が活かされることが効果的であり必要不可欠である。民間団体活動が推進される体制整備が必要である。

8. 男性、LGBT等の相談も含めた窓口体制の整備

- ・配偶者暴力支援センターは、性別を問わずDV被害者の相談に応じることになっていることから、当所でも男性相談者からの相談に応じている。しかし、女性相談所としての性質上、男性の来所には慎重にならざるを得ない。実際に加害者のなりすまし事例もあったことから、女性相談者保護の視点上、男性相談者に対する予約の取り方や相談場所についてはケースごとに検討を重ねる必要がある。喫緊の課題である。
- ・今後は、LGBT等の方からの相談対応も含めた体制について、整備の検討が必要になってくると考える。

9. DV加害者への対応

- ・現在のDV施策は、DV被害者の保護と避難が優先される。このため、DV加害者が元の場所に留まるのに対し、避難した被害者は新たな土地で生活することになるケースが多い。被害者が住み慣れた地域で生活していくためにも、加害者プログラムを一般化、充実化させるような施策が必要である。

10. 女性支援新法援行に向けての体制作り

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、R6年4月に施行されるため、新法の要素に対応できる体制作りが必要である。